明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定（一一）　二
〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府一六二～一六八）　三
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同一六九、一七〇）　三
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同一七一～一八六）　三
○地域再生計画を認定した件（同一八七～二一〇）　四
○地域再生計画の変更を認定した件（同二一一～二三四）　宅
○総合特別区域計画を認定した件（同二三五）　宅
○総合特別区域計画の変更を認定した件（同二三六～二四二）　究
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二三二）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四八
特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、税理士証票無効・登録まつ消、特定計量器型式承認関係　一五三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、押収物還付関係　一五五
会社その他
会社決算公告　一六六

本号で公布された法令のあらまし

◇投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定

（条約第一一号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第五条関係）

6　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制することはできない旨定める。（第六条関係）

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について定める。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表する旨定める。（第八条関係）

9　各締約国は、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第九条関係）

10　一方の締約国の権限ある当局は、他方の締約国の投資家による申請に基づきその投資活動に関連する事項について決定を行う場合には、遅滞なく審査を開始し、合理的な期間内にその決定を通知するよう努める旨定める。（第一〇条関係）

11　各締約国は、自国の法令に従い、協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。（第一二条関係）

13　いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第一四条関係）

15　一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。（第一五条関係）

16　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。（第一六条関係）